

## 水防計画編



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的及び性格

本編は、水防法第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる幌延町が、同法第33条第1項の規定に基づき、幌延町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、幌延町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とし、基本法第42条の規定に基づき作成されている町地域防災計画の「水防計画編」として作成する。

なお、本編に定められていない事項については、「基本対策編」によるものとする。

## 第2節 計画の基本方針

この計画は、町及び北海道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、水防対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年、出水期までに検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

## 第3節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合（水防法第2条第2項）

### 2 水防管理者

水防管理団体である町長又は水防事務組合の管理者若しくは長、若しくは水害予防組合の管理者（水防法第2条第3項）

### 3 水防団

水防法第6条に規定する水防団

### 4 水防協力団体

法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体（法第36条第1項）

### 5 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（水防法第10条第2項、第11条第1項）

## 6 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（水防法第2条第8項、第16条）

## 7 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知及び周知を行う。（水防法第13条）

## 8 水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））

## 9 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位

## 10 避難判断水位（国管理河川）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位

## 11 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位。

（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）。

## 12 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 13 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

## 第4節 水防の責任等

### 第1項 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

#### 1 幌延町（水防管理者）

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有し、主として次の事務を行う。

- (1) 水防団の設置
- (2) 平常時における河川等の巡視
- (3) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- (4) 避難のための立退きの指示
- (5) 水防訓練の実施
- (6) 水防協力団体に対する情報提供等

#### 2 宗谷総合振興局

宗谷総合振興局長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、水防法第16条第3項の規定により、洪水のおそれがあると認め、発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

また、北海道の管理する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ、水防管理者に通知するものとする。

#### 3 留萌開発建設部

留萌開発建設部は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、気象の状況により洪水のおそれがあるときは、直ちに水防管理者等にその情報を通知し、水防協力団体に対しても情報の提供又は指導等を行うものとする。

#### 4 居住者等

水防法第24条の規定に基づき、町の区域に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、協力を努めるものとする。

#### 5 水防協力団体

水防協力団体は、水防法第25条及び第26条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

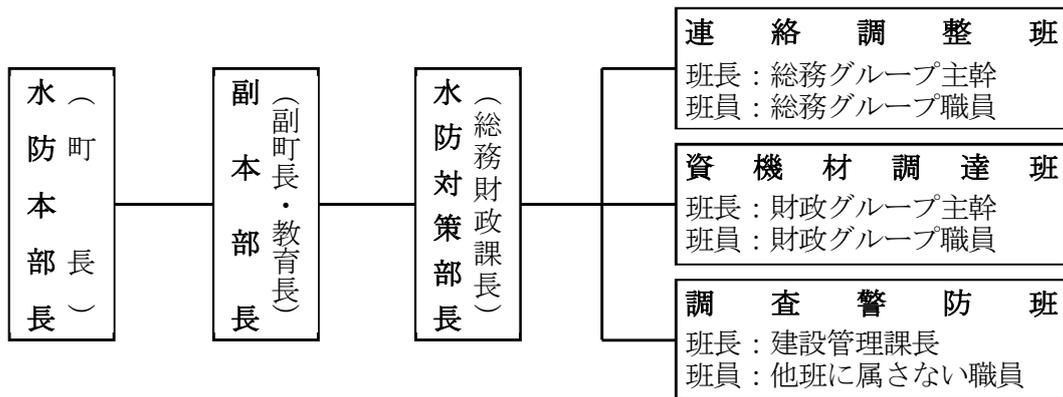
## 第5節 水防組織及び所轄事務

### 第1項 町の水防組織

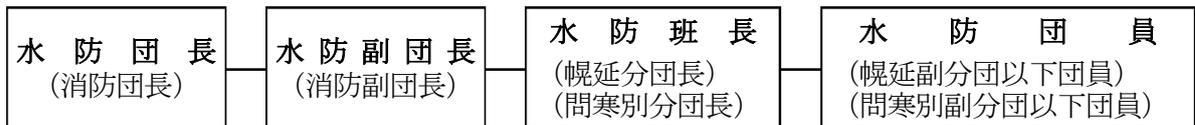
#### 1 水防本部

町は、水防に関係のある警報、注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、「総則編／第3章／第1節／第2項／1 災害対策本部の設置・廃止」の定めにより災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



#### 2 水防団の編成



#### 3 水防本部の所轄事務

##### (1) 連絡調整班

水防業務全般にわたる事務、気象情報、災害情報の収集、水防対策部内及び防災関係機関との連絡調整等にあたる。

##### (2) 資機材調達班

水防資機材の調達、防災関係機関の拠点運営等にあたる。

##### (3) 調査警防班

道路、橋梁、河川等土木関連施設の被害状況、住宅の被害状況の調査及び報告、水防工法の実施にあたる。

### 第2項 安全配慮

水防活動を実施する者は、洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、ライフジャケットの着用、利用可能な通信機器の携行、気象情報収集のためのラジオ等を携行するほか、原則として複数人で活動することとする。

また、指揮者及び監督員は現場状況の把握に努め、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行うなど、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

## 第2章 水害予防計画

### 第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

町の区域内の河川、低地帯等で水防上特に重要な水防区域及び警戒防御区域は、「別表2 重要水防箇所」のとおりである。

町は、国及び北海道と連携し、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に重要水防箇所などについて、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から監視を実施するなど、河川の管理に万全を期するものとする。

### 第2節 予報及び警報

#### 第1項 水防活動用警報及び注意報

##### 1 種類

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は次表のとおり。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

##### 2 伝達系統図

水防活動用注意報及び警報の伝達系統は、「総則編／第3章／第2節／第2項／3 (2) 伝達系統図」に準ずる。

## 第2項 水位観測所

町の区域内に設置された水位観測所は、次のとおりであるが、迅速かつ的確な行動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、観測機関又は観測担当者との連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

河川名	観測所名	基準 観測所	所在地	水防団 待機 水位 m	氾濫 注意 水位 m	避難 判断 水位 m	氾濫 危険 水位 m	計画 高水位 m
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
天塩川	天塩大橋	洪水予報 水防警報	幌延町 字幌延	2.20	3.10	① 3.90 ② 5.90	① 4.30 ② 6.30	6.93
	天塩河口		天塩町 川口基線	0.90	1.10	—	—	3.20
	円山		天塩町 字オプナイ	4.70	6.10	—	—	9.81
	新間寒別橋	水防警報	天塩町 下国根府	9.90	11.50	—	—	14.98
	下間寒別		幌延町 字問寒別	9.60	11.10	—	—	14.23
問寒別川	中間寒別	水位周知 水防警報	幌延町 字中間寒	14.90	15.90	17.70	18.10	18.27
	上間寒別		幌延町 字上間寒	25.70	26.70	—	—	28.99
カハツ川	音類橋		幌延町 字浜里	—	—	—	—	—

### 天塩大橋水位観測所

- |        |             |                |
|--------|-------------|----------------|
| ① 対象地区 | 天塩川沿川（左岸）   | 天塩町円山から同町辰根牛   |
| ① 対象地区 | 天塩川沿川（右岸）   | 幌延町浜里から天塩町下国根府 |
| ① 対象地区 | 問寒別川沿川（左右岸） | 幌延町問寒別         |
| ② 対象地区 | 天塩川沿川（左岸）   | 天塩町川口から同町振老    |

### 第3項 洪水予報河川における洪水予報

#### 1 種類及び発表基準

洪水予報の種類と発表基準は、「総則編／第3章／第2節／第2項／5 指定河川洪水予報」に記載のとおり。

#### 2 洪水予報指定河川（国土交通大臣指定）

洪水予報 区域名	水系	河川	基準 観測所	洪水予報区
天塩川	天塩川	天塩川	天塩大橋	左岸：士別市朝日町登和里3739番2地先から海まで 右岸：士別市朝日町登和里3996番地1地先から海まで
		問寒別川	天塩大橋	自：ヌプカナイ川の合流点 至：天塩川への合流点

### 第4項 水位周知河川における水位到達情報

#### 1 種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、気象状況等からさらに水位上昇のおそれがあるとき。または避難判断水位を下回り、気象状況等から水位上昇のおそれがないとき。
氾濫警戒情報	避難判断水位に達したとき。または氾濫危険水位を下回り、気象状況等から水位上昇のおそれがないとき。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達し、気象状況等からさらに水位上昇のおそれがあるとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。
氾濫注意（警戒）情報解除	氾濫注意水位を下回り、気象状況等から水位上昇のおそれがないとき。

#### 2 水位周知河川（国土交通大臣指定）

水系	河川	基準 観測所	区間	
			地点	延長
天塩川	問寒別川	中間寒別	上流端：幌延町字上問寒637番 ～ 地先の農道橋下流端 下流端：ヌプカナイ川の合流点	18.6(kp) ～1.8(kp)

## 第5項 水防警報

### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防の必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

### 2 水防警報の種類と発表基準

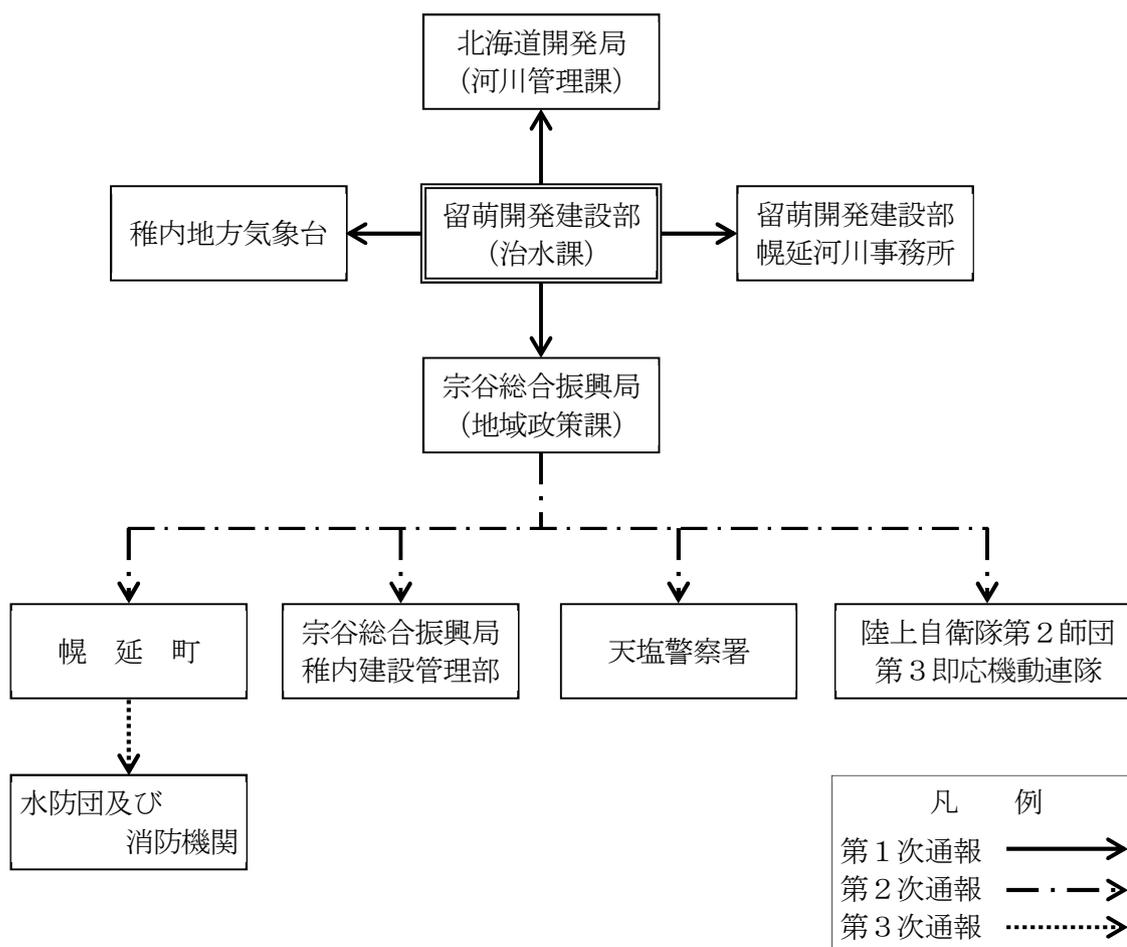
水防警報の種類は、待機、準備、出動、指示、解除の5種類とし、内容及び発表基準は次の表のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

### 3 水防警報を行う河川、区域（国土交通大臣指定 幌延町関係分）

水系	河川	基準観測所	河川位置	水防警報区	
				左岸	右岸
天塩川	天塩川	新問寒別橋	河口より 46.40km	自 上川総合振興局、 留萌振興局界	自 上川総合振興局、 宗谷総合振興局界
		天塩大橋	河口より 18.60km	至 海	至 海
	問寒別川	中間寒別	幹川合流点より 5.64km	自 幌延町字上問寒637番地先の農道橋下流 端	至 ヌプカナイ川の合流点
		新問寒別橋	河口より 46.40km	自 ヌプカナイ川の合流点	至 幹川合流点

### 4 水防警報の伝達経路



### 第3節 水門等の操作

町の区域内に設置された水門は資料編「別表14 水門等の設置場所」に記載のとおりであるが、水門の管理者及び操作員は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

### 第4節 水防資機材及び輸送

町の水防用主要資機材の備蓄状況は、資料編「別表7 防災用主要備蓄資機材一覧」のとおりである。

なお、水防活動中に町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ防災関係機関、水防協力団体及び民間事業者等から調達するものとする。

また、非常の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して、輸送経路を検討するものとする。

### 第5節 水防訓練

水防管理者は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施、又は他の水防関係機関が実施する訓練に参加し、水防技術の向上を図るものとする。

### 第3章 災害応急対策計画

水害による被害の拡大を防止するため、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

#### 第1節 水防活動

##### 第1項 水防配備

###### 1 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

非常配備の体制は、「総則編／第3章／第1節／第2項／7（2）非常配備体制の配備基準等」によるものとする。

###### 2 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次表のとおり。

種別	配備基準	配備体制
待機	水防に関する気象の予報、注意報、警報が発表されたとき	水防団の団長及び班長を消防支署に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は、自宅待機するなど、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時	水防団の団長、班長及び一部の団員（消防団班長以上）は、消防支署に集合し、資機材及び器具の整備点検、団員の配備計画、安全確保を十分配慮したうえで堤防巡視等にあたる
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	全水防団員を招集して警戒配備につくとともに、安全確保を十分配慮したうえで水防活動にあたる
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

## 第2項 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

### 2 出水時

調査警戒班は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町の区域の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水の扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

## 第3項 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、浸水到達時刻等を考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 第4項 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第5項 避難のための立退き

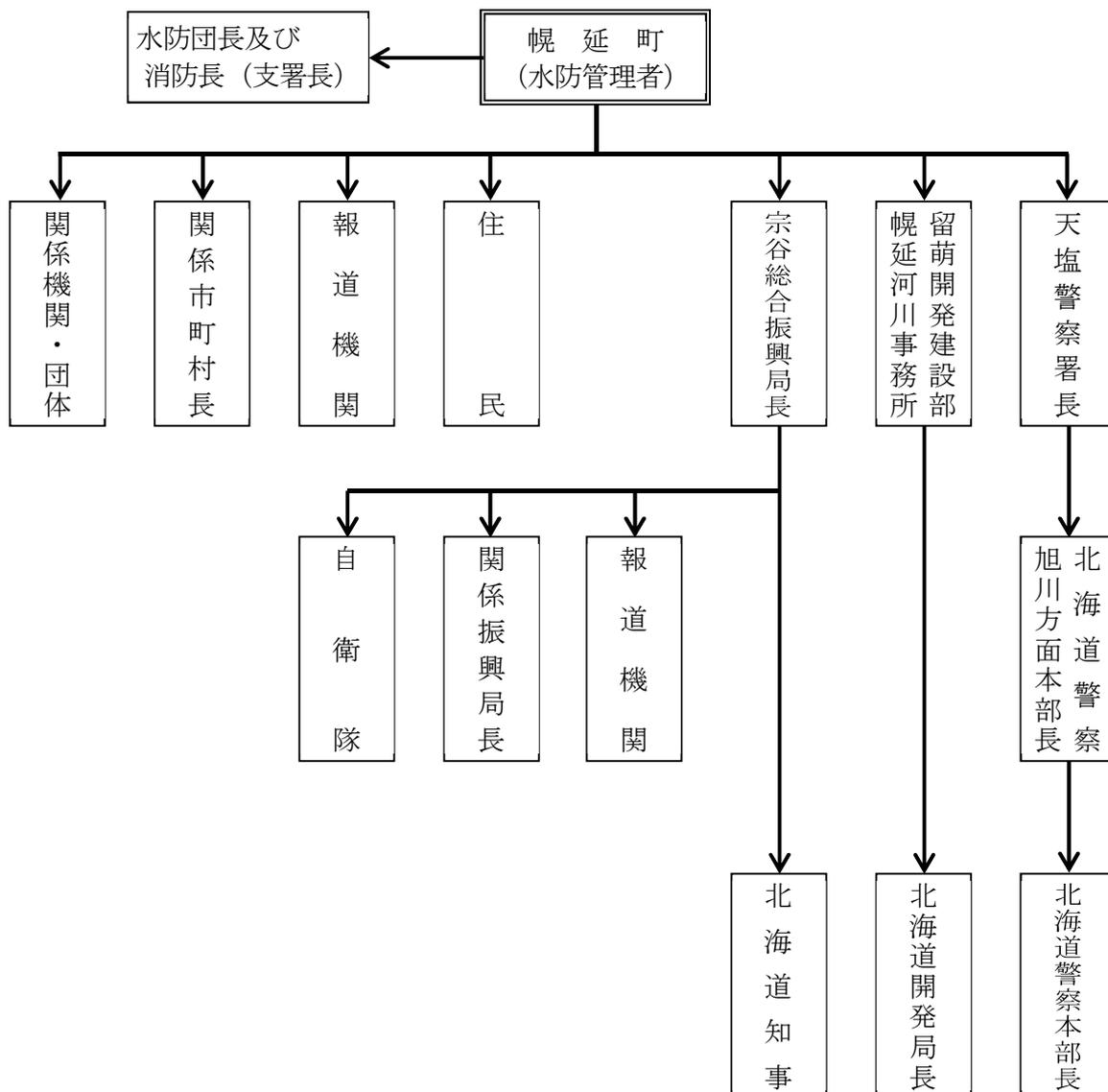
- 1 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、天塩警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宗谷総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

## 第6項 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとし、通報系統は次のとおりとする。

なお、消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、通報系統図に準じ通報を行うものとする。



### 2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第7項 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下となり、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

### 2 水防団（消防団）の非常配備の解除

水防団（消防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員（消防団員）は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第8項 水防信号、水防標識等

### 1 水防信号

水防法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。又、地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合もこれに準じて取り扱う。

種類	警鐘信号	サイレン信号	配備体制
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	約5秒 15秒 ●—休止 5秒 15秒 —●—休止 5秒 15秒 —●—休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 6秒 ●—休止 5秒 6秒 —●—休止 5秒 6秒 —●—休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 5秒 ●—休止 10秒 5秒 —●—休止 10秒 5秒 —●—休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	約1分 5秒 ●—休止 1分 5秒 —●—休止 1分 5秒 —●—休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

備考1 信号は適宜の時間継続すること。

備考2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

備考3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。



## 第2項 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき近隣水防管理団体に対して応援を求めるものとする。また、近隣水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じるものとする。

- 1 北留萌消防組合本部 (0164-62-1220)
- 2 天塩町水防管理者 (01632-2-1001)
- 3 北留萌消防組合消防署天塩支署長 (01632-2-1560)
- 4 豊富町水防管理者 (0162-82-1001)
- 5 稚内地区消防事務組合豊富支署長 (0162-82-2005)
- 6 中川町水防管理者 (01656-7-2811)
- 7 上川北部消防事務組合中川消防支署長 (01656-7-2119)

## 第3項 警察官の協力

警察官の協力応援は、「基本対策編／第2章／第13節 災害警備計画」の定めによるもののほかは、次のとおりである。

- 1 警戒区域の監視
- 2 警察官の出動
- 3 警察通信施設の利用
- 4 避難、立退きの場合における措置

## 第3節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告するものとする。

# 資料編



別記1 幌延町防災会議条例

幌延町防災会議条例

〔昭和37年12月15日  
条例第31号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき幌延町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幌延町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 北留萌消防組合の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記2 幌延町災害対策本部条例

幌延町災害対策本部条例

〔昭和37年12月15日〕  
〔条例第32号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき幌延町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 幌延町避難行動支援実施要綱

〔平成28年 3月30日  
訓 令 第 2 3 号〕

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び幌延町地域防災計画に定めるところにより、災害時において配慮を要する高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等（以下「要配慮者」という。）のうち、特に避難行動に支援を要する者に対する避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を円滑かつ迅速に実施し、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- (2) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる町内会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、消防職団員、警察その他町長が認める団体をいう。

### (避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる在宅者（一時的に社会福祉施設へ入所又は医療機関へ入院している者を含む）とする。

- (1) 満75歳以上の独居の高齢者又は満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護2～5の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1級・2級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者又は2級を所持し、かつ単身世帯の者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害時の避難行動に特に支援を要すると申し出があった者

### (避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑にできる体制を整備するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を把握し、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（様式第1号。以下「要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(避難行動要支援者名簿の更新)

第5条 町長は、新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を要支援者名簿に掲載するものとする。

2 町長は、転居や死亡等による避難行動要支援者の異動を住民登録の変更等により確認した場合は、要支援者名簿から削除するものとする。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も同様とする。

(名簿情報の提供に係る同意)

第6条 町長は、第4条第1項及び前条第1項の規定により要支援者名簿を作成した場合は、要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に対し提供することに対する同意の有無を、情報提供同意書（様式第2号）により確認するものとする。

2 前項の規定により同意を求めた場合において、本人による不同意の意志が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

3 前項の規定により本人の同意を得る場合において、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について、判断できる能力を有していない場合にあっては、親権者や法定代理人等から同意を得るものとする。

(名簿情報の提供)

第7条 町長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者に対し前条第1項の規定により作成した名簿情報を提供できるものとする。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。

3 町長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、第2項の規定は適用しない。

(名簿情報の取扱い)

第8条 前条第1項又は第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、名簿情報受領書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第9条 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第10条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第11条 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。又、支援を離れた後も同様とする。

(名簿情報の管理)

第12条 名簿情報の提供を受けた者は、提供された名簿情報を紛失したときは速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、名簿情報の提供を受けた者が前3条の規定が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(個別計画の策定)

第13条 町長は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者の協力を得て、連携を図りながら避難行動要支援者名簿個別計画（様式第4号。以下「個別計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

(避難支援等関係者による支援)

第14条 避難支援等関係者は、次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、安否確認、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行なう声掛け、安否確認、相談等
- (3) 個別計画策定に関する協力等

(制度の周知)

第15条 町長は、広報誌、町ホームページ等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 避難支援等関係者は、それぞれが開催する会議等において、前項の周知に協力するものとする。

(所管)

第16条 避難行動要支援者の登録その他支援に係る事務は、平成28年3月31日までは町民課において、平成28年4月1日以降は保健福祉課において所管する。

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行日前に、幌延町災害時要援護者支援制度実施要綱の規定によって要援護者台帳に記載された者は、引き続き第4条の規定に基づき要支援者名簿及び第13条の規定による個別計画に記載し、第6条の規定による同意があったものとみなす。

(幌延町災害時要援護者支援制度実施要綱の廃止)

3 幌延町災害時要援護者支援制度実施要綱（平成22年訓令第27号）は、廃止する。

様式第1号（第4条関係）（略）

様式第2号（第6条関係）（略）

様式第3号（第8条関係）（略）

様式第4号（第13条関係）（略）

別表1 幌延町における過去の災害記録一覧

(R5年1月現在)

種 別	発生年月日	被 害 内 容
水 害	明治44年4月	融雪により天塩川の氷がつまり、問寒別大水害となる。
洪 水	大正5年 5月7日～8日	暴風雨のため天塩川氾濫
洪 水	大正8年5月8日	融雪出水により、大洪水 木材流出、被害甚大
洪 水	昭和6年 5月6日～7日	融雪出水により、天塩川氾濫
洪 水	昭和7年9月1日	大雨のため大洪水 浸水面積220町歩
洪 水	昭和14年 7月28日～31日	大雨のため大洪水
水 害	昭和23年 7月25日～31日	水害により作物被害多し。
洪 水	昭和24年 5月14日～16日	融雪出水により、天塩川氾濫 家屋浸水121戸、橋梁流出11ヶ所、農地冠水1,769ha
洪 水	昭和25年 4月21日～22日	高温融雪出水により、天塩川氾濫 家屋浸水98戸、道路決壊12ヶ所
洪 水	昭和27年 7月25日～26日	集中豪雨(92.3mm)により天塩川、サロベツ川氾濫、 大洪水 橋梁流出2ヶ所、農地被害220町歩
洪 水	昭和28年 7月27日～8月2日	前線による大雨(101.3mm)により洪水被害発生 天塩、幌延で死亡2名、農地被害1,605ha、 道路・河川決壊23ヶ所
台 風	昭和29年9月26日	台風15号で被害多し。
洪 水	昭和30年 7月3日～5日	低気圧による豪雨で洪水被害発生 天塩、幌延氾濫面積5,907ha、家屋半壊23戸、 浸水177戸、農地被害1,099ha、道路決壊6ヶ所、 橋梁流出2ヶ所
洪 水	昭和30年 7月11日～12日	大雨(151mm)により、天塩川氾濫 幌延家屋浸水58戸、農地被害422ha、 道路決壊7ヶ所、橋梁流出8ヶ所
洪 水	昭和30年 8月17日～21日	雷雨性豪雨(111.5mm)により天塩川氾濫 被害発生
洪 水	昭和30年 8月29日～31日	前線による大雨(143.7mm)により天塩川氾濫 被害発生
洪 水	昭和45年 10月25日～26日	集中豪雨(231mm)により問寒別川全域にわたり洪水氾 濫 問寒別氾濫面積1,213ha、家屋浸水289戸、 農地被害135ha、道路決壊16ヶ所、橋梁9ヶ所、 治山被害40ヶ所
台 風	昭和47年9月15日	台風20号の接近による暴風雨(風速18m、風向北東) により被害続出 倉庫、車庫倒壊、被害額1,579千円

種 別	発生年月日	被 害 内 容
台 風	昭和50年 8月22日～23日	台風6号による大雨により天塩川流域氾濫 洪水被害発生 天塩、幌延氾濫面積2,183ha、農地被害481ha、 河川決壊2ヶ所、道路決壊2ヶ所
台 風	昭和56年 8月3日～6日	前線と台風12号の影響による集中豪雨（幌延153.9mm、 問寒別170.5mm）により天塩川氾濫 家屋浸水35戸、農地被害1,745ha、道路決壊14ヶ所、 河川決壊2ヶ所、橋梁1ヶ所、営農用水施設3件、 明渠排水2件、その他3件
台 風	昭和56年8月23日	台風15号（瞬間最大風速28m）により被害甚大 住宅一部破損1戸、物置全壊1棟、 各学校一部破損5棟、農業被害69ha、被害額5,887千円
暴 風	昭和58年4月4日	暴風（瞬間最大風速20m）により、被害発生 農機具庫2棟、乾草庫1棟各1部破損、 被害額1,150千円
融雪・降雨	昭和60年 4月4日～21日	融雪及び降雨（換算雨量70mm、降雨量13mm、 総計雨量83mm）により被害発生 河川決壊6ヶ所、道路決壊1ヶ所、明渠排水2ヶ所
融雪・降雨	昭和63年4月11日	融雪及び降雨（換算雨量75mm、降雨量13mm、 総計雨量88mm）により被害発生 河川決壊4ヶ所、明渠排水2ヶ所
融雪・降雨	平成2年 4月1日～5日	融雪及び降雨（換算雨量80mm、降雨量5mm、 総計雨量85mm）により被害発生 河川決壊4ヶ所、明渠排水2ヶ所、道路決壊4ヶ所
暴 風	平成2年 11月9日～10日	暴風により被害発生 JR宗谷本線上雄信内駅乗降所倒壊、畜舎・納屋損傷、 精薄施設一部損傷、傾斜地法面崩壊、被害11,042千円
融雪・降雨	平成3年 4月6日～10日	融雪及び降雨（換算雨量75mm、降雨量7mm、総計雨量 82mm）により被害発生 河川決壊3ヶ所、明渠排水2ヶ所
融 雪	平成4年 4月1日～5日	融雪（換算雨量80mm）により被害発生 河川決壊1ヶ所、明渠排水3ヶ所、治山施設1ヶ所、 林道1ヶ所
大 雨	平成11年 7月28日～8月2日	降雨（総雨量 上問寒350mm、幌延市街 240mm）により 被害発生 法面決壊7ヶ所、路肩決壊4ヶ所、道路決壊2ヶ所、 推定被害額66,300千円
大 雨	平成12年 10月8日～9日	降雨（換算雨量43.5mm）により被害発生 法面崩壊5ヶ所、道路横断工決壊2ヶ所、 地滑り2ヶ所、道路決壊4ヶ所、 推定被害額180,500千円
台 風	平成16年9月8日	台風18号（瞬間最大風速36m）により被害甚大 住宅一部破損38戸、非住宅全半壊148棟、 農業被害162件、商工被害13件、公立文教被害1件、 社会教育施設6件、社会福祉施設1件、 被害額126,555千円

種 別	発生年月日	被 害 内 容
台 風	平成17年9月8日	台風14号により被害発生 畜産被害1件、河岸決壊1ヶ所、道路法面崩壊1ヶ所、 被害額31,272千円
大 雨	平成22年 7月28日～29日	大雨により被害発生 町道法面崩壊2ヶ所、陥没1ヶ所、路肩崩壊2ヶ所、 林道路盤亀裂1ヶ所、農地冠水380ha
暴 風	平成27年 10月1日～3日	暴風により被害発生 住宅一部破損10棟、非住宅全壊1棟、農業被害58件、 社会教育施設1件、鉄道施設3件、 推定被害額125,279千円
台 風	平成29年9月18日	台風18号により被害発生 町営草地問寒別団地の農具庫破損
地 震	平成30年9月6日	北海道胆振東部地震により被害発生（ブラックアウト） 全域停電（6日3時頃）、全域復電（7日19時頃）
大 雨	令和2年9月21日	大雨により被害発生 開進13号線道路路肩崩壊、幌延19号線取付道路陥没、 問寒別地区の砂利道洗堀（上問寒10号線ほか3路線）
暴 風 雪	令和3年2月17日	暴風雪により被害発生 役場敷地内倒木、車両が積雪に埋没、北電アース線断 裂、電線垂れ下がり

別表2 重要水防箇所

(R4年3月現在)

河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	事務所	市町村名	備考
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	サロベツ築堤	9.10 ~ 11.50		2.53	10.20	5.31	7.31	2.74	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	サロベツ築堤	11.70 ~ 13.10		1.28	12.40	5.73	7.73	5.36	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	サロベツ築堤	13.10 ~ 13.30		0.21	13.20	5.90	7.90	6.34	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	サロベツ築堤	13.90 ~ 14.10		0.24	14.00	6.05	8.05	8.47	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	サロベツ築堤	18.50 ~ 18.90		0.49	18.60	6.93	8.93	8.00	幌延	幌延町	天塩大橋KP18.58
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	サロベツ築堤	19.10 ~ 19.50		0.56	19.20	7.05	9.05	9.50	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	幌延築堤	19.70 ~ 20.30		0.27	20.00	7.18	9.18	10.01	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	幌延築堤	20.70 ~ 21.30		0.64	20.80	7.32	9.32	10.10	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	幌延築堤	21.50 ~ 21.90		0.56	21.60	7.49	9.49	10.09	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	幌延築堤	22.90 ~ 24.70		1.74	23.80	7.94	9.94	10.73	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	幌延築堤	24.90 ~ 25.70		0.88	25.20	8.37	10.37	11.19	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	安牛築堤	25.70 ~ 25.90		0.01	25.80	8.53	10.53	10.96	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	安牛築堤	25.90 ~ 26.70		0.56	26.20	8.65	10.65	9.70	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	安牛築堤	26.70 ~ 27.30		0.65	27.00	8.88	10.88	10.22	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	安牛築堤	27.30 ~ 29.10		1.82	27.80	9.13	11.13	10.12	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	安牛築堤	29.10 ~ 29.30		0.21	29.20	9.56	11.56	11.06	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	安牛築堤	29.30 ~ 32.10		2.48	30.60	10.00	12.00	10.89	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	国根布右岸築堤	44.10 ~ 44.30		0.06	44.20	14.27	16.27	16.88	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	国根布右岸築堤	44.30 ~ 44.50		0.14	44.40	14.34	16.34	18.19	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	国根布右岸築堤	44.50 ~ 44.70		0.18	44.60	14.40	16.40	17.46	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	国根布右岸築堤	44.70 ~ 45.10		0.46	44.80	14.48	16.48	18.42	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	国根布右岸築堤	45.10 ~ 46.30		1.01	45.60	14.73	16.73	17.21	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		B	国根布右岸築堤	46.30 ~ 46.50		0.21	46.40	14.99	16.99	18.69	幌延	幌延町	新問寒別橋KP46.39
天塩川下流	天塩川	右岸	越水(溢水)		A	国根布右岸築堤	46.50 ~ 47.00		0.61	46.80	15.12	17.12	16.95	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	サロベツ築堤	13.70 ~ 15.50		1.69	14.60	6.16	8.16	8.82	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	幌延築堤	20.90 ~ 21.00		0.10	21.00	7.36	9.36	10.19	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	幌延築堤	21.50 ~ 22.50		1.25	22.00	7.57	9.57	10.48	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	幌延築堤	24.70 ~ 24.90		0.19	24.80	8.25	10.25	11.05	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	幌延築堤	25.80 ~ 27.00		1.10	26.40	8.70	10.70	9.72	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	安牛築堤	27.40 ~ 28.30		0.86	27.80	9.13	11.13	10.12	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	国根府右岸築堤	30.70 ~ 32.10		1.37	30.80	10.07	12.07	11.22	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	国根府右岸築堤	45.30 ~ 45.90		0.49	45.40	14.66	16.66	17.29	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	国根府右岸築堤	46.20 ~ 46.40		0.21	46.40	14.99	16.99	18.69	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	堤体漏水		B	国根府右岸築堤	46.60 ~ 47.00		0.40	46.80	15.12	17.12	16.95	幌延	幌延町	

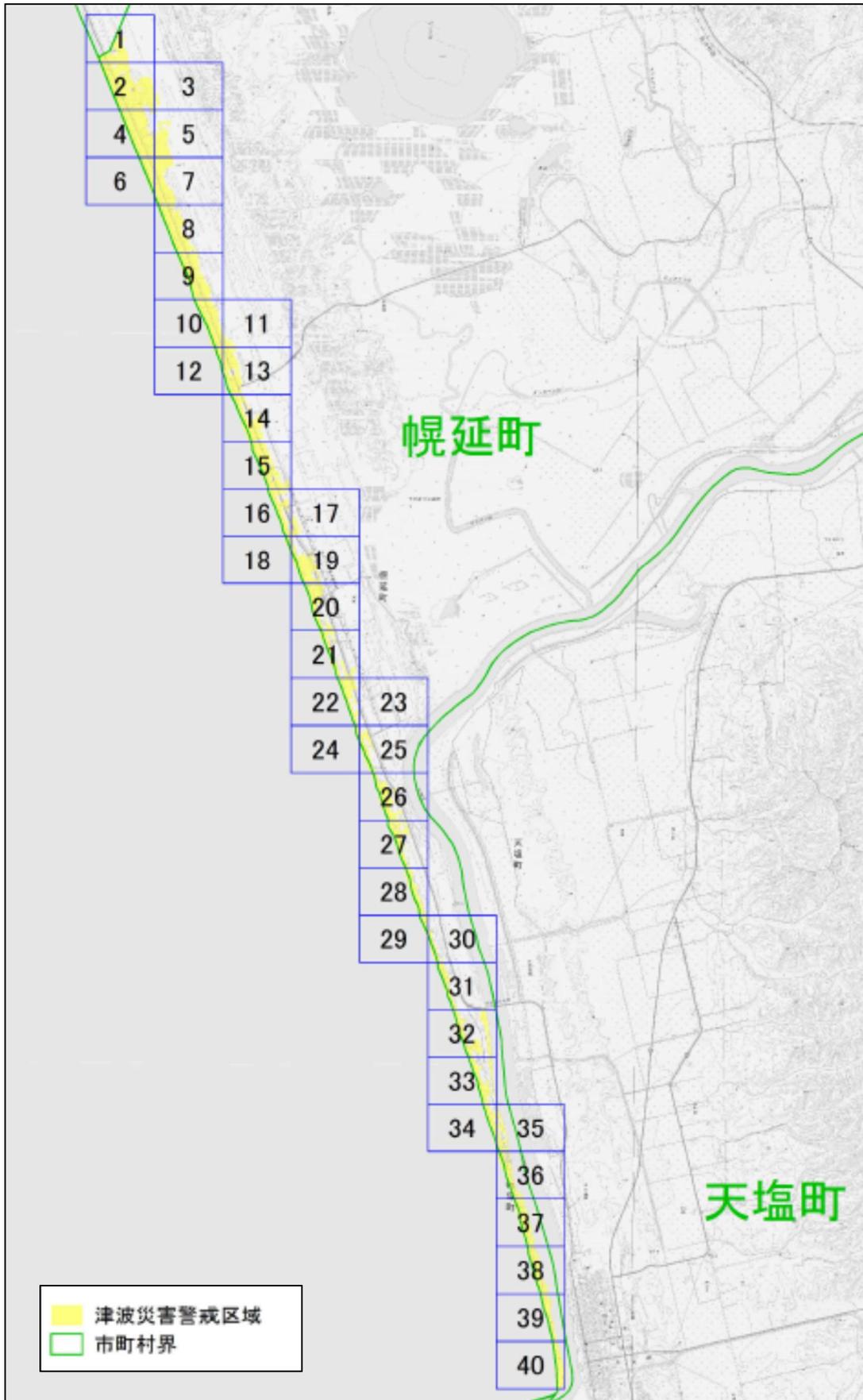
河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	事務所	市町村名	備考
天塩川下流	天塩川	右岸	基礎地盤漏水		B	サロベツ築堤	13.10 ~ 13.70		0.67	13.40	5.95	7.95	8.74	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	水衝・洗掘		B	幌延築堤	24.50 ~ 24.90		0.36	24.60	8.19	10.19	10.95	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	—	工作物		B	天塩河口橋	5.08	1		5.08	4.27	6.27	5.87		幌延町・天塩町	幌延
天塩川下流	天塩川	—	工作物		B	天塩大橋(旧)	18.60	1		18.60	6.93	8.93	8.35		幌延町・天塩町	幌延
天塩川下流	天塩川	—	工作物		B	天塩大橋(新)	19.54	1		19.54	7.13	9.13	9.29		幌延町・天塩町	幌延
天塩川下流	天塩川	—	工作物		A	雄信内大橋	36.74	1		36.74	11.98	13.98	12.94		幌延町・天塩町	幌延
天塩川下流	天塩川	—	工作物		A	新問寒別橋	46.39	1		46.39	14.98	16.98	18.64		幌延町・天塩町	幌延
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	9.35 ~ 9.55		0.19	9.40	5.14	7.14	3.05	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	10.60 ~ 10.85		0.30	10.80	5.43	7.43	3.92	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	11.65 ~ 11.75		0.06	11.60	5.58	7.58	-	幌延	幌延町	KP11.60 : 計画無 (サロベツ川合流)
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	12.95 ~ 13.10		0.15	13.00	5.86	7.86	5.50	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	13.10 ~ 13.50		0.50	13.20	5.90	7.90	6.34	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	サロベツ築堤	15.05 ~ 15.30		0.18	15.20	6.26	8.26	9.06	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	20.50 ~ 20.55		0.05	20.60	7.28	9.28	10.29	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	20.60 ~ 20.65		0.05	20.60	7.28	9.28	10.29	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	20.85 ~ 20.95		0.06	20.80	7.32	9.32	10.10	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	21.00 ~ 21.05		0.04	21.00	7.36	9.36	10.19	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	21.55 ~ 21.70		0.19	21.60	7.49	9.49	10.09	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	21.75 ~ 21.85		0.11	21.80	7.54	9.54	10.36	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	23.20 ~ 23.35		0.15	23.20	7.82	9.82	10.78	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	24.05 ~ 24.30		0.25	24.20	8.07	10.07	10.60	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	幌延築堤	24.55 ~ 24.90		0.37	24.80	8.25	10.25	11.05	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	26.05 ~ 26.10		0.05	26.00	8.60	10.60	9.66	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	26.15 ~ 26.20		0.05	26.20	8.65	10.65	9.70	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	26.50 ~ 26.60		0.08	26.60	8.77	10.77	9.73	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	27.50 ~ 27.65		0.12	27.60	9.07	11.07	10.10	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	30.60 ~ 30.70		0.08	30.60	10.00	12.00	10.89	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	30.75 ~ 30.90		0.19	30.80	10.07	12.07	11.22	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	安牛築堤	31.20 ~ 31.40		0.23	31.20	10.22	12.22	11.11	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	国根布右岸築堤	46.10 ~ 46.15		0.05	46.20	14.92	16.92	17.06	幌延	幌延町	
天塩川下流	天塩川	右岸	旧川跡		要注意	国根布右岸築堤	46.15 ~ 46.25		0.07	46.20	14.92	16.92	17.06	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		A	下問寒別左岸築堤	-1.90 ~ -0.30		1.59	-1.20	14.23	16.23	16.66	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)	重点区間	A	下問寒別左岸築堤	-0.30 ~ 0.70		1.02	0.20	14.23	16.23	16.48	幌延	幌延町	問寒別橋橋梁KP-0.05 問寒橋KP0.05
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		A	下問寒別左岸築堤	0.70 ~ 1.70		1.07	1.20	14.23	16.23	16.19	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		A	下問寒別左岸築堤	1.90 ~ 2.30		0.36	2.00	14.47	16.23	16.28	幌延	幌延町	

河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	事務所	市町村名	備考
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		A	下問寒別左岸築堤	2.50 ~ 3.70		1.13	3.20	15.77	16.97	16.57	幌延	幌延町	知駒橋KP3.56
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		B	下問寒別左岸築堤	3.70 ~ 5.70		1.77	4.60	17.22	18.42	18.28	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	越水(溢水)		B	中間寒別左岸築堤	9.90 ~ 10.10		0.17	10.00	23.68	24.68	23.22	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		A	下問寒別右岸築堤	-2.00 ~ -0.90		0.69	-1.40	14.23	16.23	16.38	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		A	下問寒別右岸築堤	-0.50 ~ 2.70		3.07	1.00	14.23	16.23	16.44	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		A	下問寒別右岸築堤	3.10 ~ 3.90		0.78	3.40	15.97	17.17	16.81	幌延	幌延町	知駒橋KP3.56
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		B	下問寒別右岸築堤	3.90 ~ 5.90		1.72	4.40	17.02	18.22	17.95	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		B	中間寒別右岸築堤	9.30 ~ 9.50		0.19	9.40	22.93	23.93	23.02	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	越水(溢水)		B	中間寒別右岸築堤	9.70 ~ 9.90		0.18	9.80	23.46	24.46	23.88	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	堤体漏水		B	下問寒別左岸築堤	1.00 ~ 1.80		0.73	1.40	14.23	16.23	16.14	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	堤体漏水		B	下問寒別左岸築堤	2.00 ~ 2.20		0.18	2.00	14.47	16.23	16.28	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	堤体漏水		B	下問寒別左岸築堤	2.30 ~ 5.70		3.05	4.00	16.64	17.84	17.39	幌延	幌延町	知駒橋KP3.56
天塩川下流	問寒別川	左岸	堤体漏水		B	中間寒別左岸築堤	7.00 ~ 7.60		0.48	7.20	20.10	21.10	21.12	幌延	幌延町	4線連絡橋KP7.44
天塩川下流	問寒別川	左岸	堤体漏水		B	中間寒別左岸築堤	10.70 ~ 11.70		0.99	11.20	25.19	26.19	26.23	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	下問寒別右岸築堤	0.20 ~ 0.30		0.08	0.20	14.23	16.23	16.33	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	下問寒別右岸築堤	1.30 ~ 2.80		1.56	1.80	14.23	16.23	16.46	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	下問寒別右岸築堤	3.40 ~ 3.80		0.40	3.60	16.21	17.41	17.09	幌延	幌延町	知駒橋KP3.56
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	下問寒別右岸築堤	3.90 ~ 4.80		0.95	4.40	17.02	18.22	17.95	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	下問寒別右岸築堤	5.00 ~ 5.80		0.64	5.40	17.98	19.18	18.96	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	中間寒別右岸築堤	6.00 ~ 6.10		0.04	6.00	18.67	19.87	19.64	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	中間寒別右岸築堤	6.50 ~ 7.20		0.68	6.80	19.58	20.58	20.08	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	堤体漏水		B	中間寒別右岸築堤	7.90 ~ 8.10		0.14	8.00	21.16	22.16	22.35	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	基礎地盤漏水		B	下問寒別右岸築堤	-2.00 ~ -0.70		0.99	-1.40	14.23	16.23	16.38	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	基礎地盤漏水		B	中間寒別右岸築堤	6.50 ~ 7.20		0.68	6.80	19.58	20.58	20.08	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	—	工作物		A	問寒別橋梁	-0.05	1		-0.05	14.23	16.23	15.45		幌延町	幌延
天塩川下流	問寒別川	—	工作物		A	問寒橋	0.05	1		0.05	14.23	16.23	15.32		幌延町	幌延
天塩川下流	問寒別川	—	工作物		A	知駒橋	3.56	1		3.56	16.15	17.35	16.67		幌延町	幌延
天塩川下流	問寒別川	—	工作物		B	東延橋	9.75	1		9.75	23.41	24.41	23.95		幌延町	幌延
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	-0.95 ~ -0.85		0.11	-0.80	14.23	16.23	16.43	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	-0.45 ~ -0.40		0.05	-0.40	14.23	16.23	16.49	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	-0.35 ~ -0.30		0.06	-0.40	14.23	16.23	16.49	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	2.30 ~ 2.45		0.04	2.40	14.91	16.23	-	幌延	幌延町	KP2.40 : 計画無 (ヌポロマボロ川合流)
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	2.60 ~ 2.65		0.04	2.60	15.10	16.30	16.39	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	下問寒別左岸築堤	4.10 ~ 4.15		0.06	4.20	16.79	17.99	17.73	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	10.20 ~ 10.25		0.07	10.20	23.98	24.98	24.38	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	10.35 ~ 10.45		0.08	10.40	24.05	25.05	24.81	幌延	幌延町	

河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	事務所	市町村名	備考
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	10.55 ~ 10.60		0.02	10.60	24.37	25.37	24.93	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	10.65 ~ 10.70		0.02	10.60	24.37	25.37	24.93	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	10.85 ~ 10.90		0.02	10.80	24.64	25.64	27.35	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	11.00 ~ 11.05		0.02	11.00	24.88	25.88	27.32	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	11.10 ~ 11.15		0.03	11.20	25.19	26.19	26.23	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	左岸	旧川跡		要注意	中間寒別左岸築堤	13.50 ~ 13.60		0.10	13.60	28.44	29.44	29.98	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	-1.50 ~ -1.45		0.05	-1.40	14.23	16.23	16.38	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	-1.35 ~ -1.30		0.03	-1.40	14.23	16.23	16.38	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	-1.20 ~ -1.15		0.05	-1.20	14.23	16.23	16.54	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	-1.10 ~ -1.00		0.07	-1.00	14.23	16.23	16.46	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	0.20 ~ 0.30		0.09	0.20	14.23	16.23	16.33	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	0.65 ~ 0.75		0.09	0.60	14.23	16.23	16.09	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	1.30 ~ 1.50		0.19	1.40	14.23	16.23	16.47	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	1.65 ~ 1.70		0.04	1.60	14.23	16.23	16.56	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	3.55 ~ 3.65		0.07	3.60	16.21	17.41	17.09	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	3.85 ~ 3.95		0.07	3.80	16.42	17.62	17.03	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	4.65 ~ 4.80		0.10	4.80	17.42	18.62	18.45	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	5.10 ~ 5.35		0.23	5.20	17.80	19.00	18.80	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	下問寒別右岸築堤	5.50 ~ 5.75		0.20	5.60	18.23	19.43	19.16	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	6.80 ~ 6.90		0.07	6.80	19.58	20.58	20.08	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	8.55 ~ 8.70		0.12	8.60	21.97	22.97	23.41	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	9.15 ~ 9.20		0.03	9.20	22.67	23.67	-	幌延	幌延町	KP9.20 : 計画無
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	9.35 ~ 9.40		0.03	9.40	22.93	23.93	23.02	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	9.55 ~ 9.65		0.07	9.60	23.22	24.22	24.05	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	9.70 ~ 9.90		0.25	9.80	23.46	24.46	23.88	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	10.85 ~ 10.90		0.05	10.80	24.64	25.64	27.31	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	11.25 ~ 11.40		0.15	11.40	25.43	26.43	26.20	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	11.50 ~ 11.60		0.09	11.60	25.70	26.70	26.45	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	11.95 ~ 12.05		0.07	12.00	26.41	27.41	28.36	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	12.15 ~ 12.25		0.08	12.20	26.72	27.72	28.94	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	13.20 ~ 13.25		0.05	13.20	27.93	28.93	29.57	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	13.35 ~ 13.45		0.07	13.40	28.21	29.21	29.76	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	13.50 ~ 13.55		0.04	13.60	28.44	29.44	30.27	幌延	幌延町	
天塩川下流	問寒別川	右岸	旧川跡		要注意	中間寒別右岸築堤	13.55 ~ 13.60		0.04	13.60	28.44	29.44	30.27	幌延	幌延町	

別表3 津波災害警戒区域 全体位置図

告示番号 北海道公報第2981号 (平成30年5月8日)



別表4 土砂災害警戒区域等の指定状況

(R4年9月現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	幌延町字上問寒	上豊神の沢川	II-53-0230	令和3年5月25日	○	○
地すべり	幌延町字中間寒	八線	5-60-326	令和3年5月25日	○	-
地すべり	幌延町字中間寒	知駒	5-72-479	令和3年5月25日	○	-
土石流	幌延町字中間寒	豊神の沢川	II-53-0220	令和3年5月25日	○	-
土石流	幌延町字下沼	南下沼の沢川	II-53-0150	平成28年11月29日	○	-
土石流	幌延町字幌延	幌延一の沢川	II-53-0160	平成28年11月29日	○	-
土石流	幌延町字幌延	幌延三の沢川	II-53-0190	平成28年11月29日	○	○
土石流	幌延町字幌延	幌延二の沢川	II-53-0170	平成28年11月29日	○	-
土石流	幌延町字幌延	幌延四の沢川	II-53-0200	平成28年11月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延	幌延幌延	II-5-144-1725	平成28年11月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延	幌延幌延1	II-5-142-1723	平成28年11月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延	幌延幌延2	II-5-143-1724	平成28年11月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延, 栄町	幌延幌延3	I-5-117-2334	平成28年11月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	幌延町字栄町	幌延幌延4	I-5-118-2335	平成28年11月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延	幌延幌延5	I-5-122-3114	平成28年11月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	幌延町字幌延	幌延幌延6	I-5-123-3115	平成28年11月29日	○	-
土石流	幌延町字幌延	東ヶ丘スキー場の沢川	I-53-0180	平成28年11月29日	○	○

別表5 山地災害危険地区

(1) 崩壊土砂流出危険地区

(R2年3月現在)

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字下沼	崩520-488-0001
幌延町	字下沼	崩520-488-0002
幌延町	字下沼	崩520-488-0003
幌延町	字下沼	崩520-488-0004
幌延町	字幌延	崩520-488-0005
幌延町	字幌延	崩520-488-0006
幌延町	字幌延	崩520-488-0007
幌延町	字幌延	崩520-488-0008
幌延町	字幌延	崩520-488-0009
幌延町	字幌延	崩520-488-0010
幌延町	字幌延	崩520-488-0011
幌延町	字下沼	崩520-488-0012
幌延町	字上幌延	崩520-488-0013
幌延町	字上幌延	崩520-488-0014
幌延町	字問寒別	崩520-488-0015
幌延町	字上幌延	崩520-488-0016
幌延町	字上幌延	崩520-488-0017
幌延町	字上幌延	崩520-488-0018
幌延町	字開新	崩520-488-0019
幌延町	字開新	崩520-488-0020

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字開新	崩520-488-0021
幌延町	字雄興	崩520-488-0022
幌延町	字雄興	崩520-488-0023
幌延町	字雄興	崩520-488-0024
幌延町	字雄興	崩520-488-0025
幌延町	字問寒別	崩520-488-0026
幌延町	字問寒別	崩520-488-0027
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0028
幌延町	字問寒別	崩520-488-0029
幌延町	字問寒別	崩520-488-0030
幌延町	字問寒別	崩520-488-0031
幌延町	字問寒別	崩520-488-0032
幌延町	字問寒別	崩520-488-0033
幌延町	字問寒別	崩520-488-0034
幌延町	字問寒別	崩520-488-0035
幌延町	字下沼	崩520-488-0036
幌延町	字問寒別	崩520-488-0037
幌延町	字下沼	崩520-488-0038
幌延町	字問寒別	崩520-488-0039
幌延町	字問寒別	崩520-488-0040

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字問寒別	崩520-488-0041
幌延町	字問寒別	崩520-488-0042
幌延町	字問寒別	崩520-488-0043
幌延町	字問寒別	崩520-488-0044
幌延町	字問寒別	崩520-488-0045
幌延町	字下沼	崩520-488-0046
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0047
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0048
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0049
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0050
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0051
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0052
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0053
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0054
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0055

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0056
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0057
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0058
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0059
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0060
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0061
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0062
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0063
幌延町	字上問寒別	崩520-488-0064
幌延町	字中間寒別	崩520-488-0065
幌延町	字問寒別	崩520-488-0066
幌延町	字問寒別	崩520-488-0067
幌延町	字問寒別	崩520-488-0068
幌延町	字問寒別	崩520-488-0069
幌延町	字開進	崩520-488-0070

(2) 山腹崩壊危険地区

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字幌延	山520-488-0001
幌延町	字幌延	山520-488-0002
幌延町	字雄興	山520-488-0003
幌延町	字幌延	山520-488-0004
幌延町	字雄興	山520-488-0005
幌延町	字雄興	山520-488-0006
幌延町	字雄興	山520-488-0007
幌延町	字雄興	山520-488-0008

(R 2年3月現在)

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字中間寒別	山520-488-0009
幌延町	字中間寒別	山520-488-0010
幌延町	字中間寒別	山520-488-0011
幌延町	字中間寒別	山520-488-0012
幌延町	字中間寒別	山520-488-0013
幌延町	字雄興	山520-488-0014
幌延町	字問寒別	山520-488-0015

(3) 地すべり危険地区

市区町村	字	危険地区名
幌延町	字問寒別	地520-488-0001

(R 2年3月現在)

別表6 危険物取扱所及び貯蔵所

(R5年1月現在)

事業所名及び氏名	設置場所	製造所・貯蔵所 ・取り扱い区分	種別	品名	数量 (L)
JA 幌延町幌延給油取扱所	2条南1丁目1.3-2.4.5	給油取扱所	4	ガソリン	30,000
				軽油	20,000
				廃油	1,890
		移動タンク貯蔵所	4	灯油、軽油	6,000
		移動タンク貯蔵所	4	灯油、軽油	6,000
移動タンク貯蔵所	4	灯油、軽油	6,000		
JA 幌延町 備蓄タンク	元町103番地	一般取扱所	4	灯油	10,000
				軽油	10,000
		地下タンク貯蔵所	4	灯油	60,000
				軽油	38,000
JA 幌延町問寒別給油所	字問寒別51番地1	給油取扱所	4	ガソリン	8,000
				軽油	12,000
幌延商事株式会社	元町39番地1	給油取扱所	4	軽油	9,600
		地下タンク貯蔵所	4	軽油	10,000
有限会社 水上商店	1条北2丁目23番地	一般取扱所	4	灯油	10,000
	1条北2丁目28番地	移動タンク貯蔵所	4	灯油	1,350
日東エフシー株式会社 天北工場	字下沼252番地	一般取扱所	4	重油	6,000
		屋外タンク貯蔵所	4	重油	150,000
株式会社ホクタン 幌延営業所	元町20番地	一般取扱所	4	灯油	29,000
		地下タンク貯蔵所	4	灯油	30,000
	3条南2丁目5番地2	移動タンク貯蔵所	4	灯油	2,000
				軽油	1,000
雪印メグミルク(株) 幌延工場	栄町12番地	一般取扱所	4	軽油	5,016
		屋外タンク貯蔵所	4	軽油	5,100
JR 北海道旭川支社 幌延駅	1条北1丁目27番地	屋内貯蔵所	4	軽油	2,000
				ガソリン	200
				不凍液	1,000
				グリス等	3,000
朝日航洋株式会社	字開進地内 (原の沢場外離着陸場)	屋外貯蔵所	4	JETA-1 (航空燃料)	9,800
	字北進地内 (上幌延場外離着陸上)	屋外貯蔵所	4	JETA-1 (航空燃料)	9,800
幌延町総合体育館	栄町5番地の1	屋内タンク貯蔵所	4	重油	6,000
独立行政法人日本原子力研究 開発機構幌延深地層研究 センター国際交流施設	宮園町1-8の内-42	屋内タンク貯蔵所	4	灯油	3,000
独立行政法人日本原子力研究 開発機構幌延深地層研究 センター	字北進 432-2	地下タンク貯蔵所	4	灯油	4,000
		地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000
幌延地下施設共同企業体工 事作業所	字北進 432 番地 2	屋内タンク貯蔵所	4	重油	15,000
		屋外タンク貯蔵所	4	軽油	6,000

事業所名及び氏名	設置場所	製造所・貯蔵所 ・取り扱い区分	種別	品名	数量 (L)
西天北五町衛生施設組合リ サイクルプラザ浸出水処理 施設	字北進 516 番地	屋外タンク貯蔵所	4	灯油	1,950
西天北五町衛生施設組合ク リーンセンター	字幌延 884 番地	地下タンク貯蔵所	4	重油	15,000
国立大学法人北海道大学北 方生物圏フィールド科学セ ンター森林圏ステーション 北管理部天塩研究林	字問寒別 131 番地	地下タンク貯蔵所		重油	20,000
幌延町立幌延中学校	字幌延 102 番地	地下タンク貯蔵所	4	重油	3,000
幌延町役場	宮園町 1 番地	地下タンク貯蔵所	4	重油	7,000
特別養護老人ホーム こざくら荘	1 条北 2 丁目 1 番 3	地下タンク貯蔵所		重油	15,000

別表 7 防災用主要備蓄資機材一覧

(R 5 年 1 月現在)

区分	分類	品目	内 容	備蓄数										
				役場庁舎、 車庫	永久書庫	旧中央保育所	問寒別出張所	問小中体育館	認定こども園	道路センター	消防幌延支署	問寒別分遣所		
食料等備蓄品	主食	アルファ米	ドライカレー			320		130						
			五目ご飯			450								
			白がゆ			50	50							
		レトルト	ハヤシライス			40								
			すきやき丼			40								
			アルゲンフリー カレーライス			40								
			アルゲンフリー ハヤシライス			40								
		麺類	ラーメン			220								
			フォー			180								
		缶入パン	チョコチップ			192								
	レーズン				192									
	即席乾燥餅	あんこ			100	30								
		いそべ			100	30								
	副食	汁缶	豚汁			700								
			けんちん汁			100								
			野菜シチュー			270	120							
チキンシチュー					270	120								
間食	間食	えいようかん			200	100								
		保存用ビスコ			120									
		ミルクスティック			210	90								
飲料水	保存用飲料水	水		744	1,668		204	36						

区分	分類	品目	内容	備蓄数												
				役場庁舎、車庫	永久書庫	旧中央保育所	問寒別出張所	問小中体育館	認定こども園	道路センター	消防幌延支署	問寒別分遣所				
生活備蓄品	哺乳瓶	発熱剤、滅菌水セット	200ml			15	5									
	調理器具	食器セット	割り箸、スプーン、ボウル、皿			2,310	390									
		小型煮炊き用コンロ	灯油、マッチ点火			5	1									
		カセットコンロ	最大発熱量 3.2KW			12	4									
		ガスボンベ	1本 250g 3本 1パック			36	12									
	寝具等	難燃毛布	難燃性アクリル系		40		1,170	100	50							
		保温シート	ポリエチレン				750	250								
		簡易エアマット	60cm 四方 (1人分: 3枚)				2,340	360								
		エアベッド	730×1910×220mm ポンプ付				110	10								
		避難所間仕切り	2.1m×2.1m 4部屋セット				28	2								
		折畳式テント	3.6m×7.2m				2									
		使い捨てカイロ	1箱 240枚 貼らないタイプ 保存期限5年					11	1							
	衛生用品	子供用紙おむつ	新生児 1、S 1、M 1、L 1、BIG 2				6									
		大人用紙おむつ	テープ:M 1、L 1、パンツ:S 2、M-L 2、L-LL 2				8									
		おしりふき	70枚入/1袋				48	12								
		生理用品	10パック				8	2								
		圧縮タオル	2枚入				770	130								
	避難所備蓄品	飲料水	飲料水用容器	10ℓ			100									
			飲料水用容器	6ℓ			490	400								
		トイレ用品	便収納袋セット	200回分				26	4							
			組立式トイレ					10	2							
			組立式トイレ用テント					10	2							
			長巻ロールペーパー	205m				24	24							
		衛生用品	救急箱	約20人用			2	1								
		通信器具	防災ラジオ			8										
小型拡声器					3											

区分	分類	品目	内容	備蓄数										
				役場庁舎、車庫	永久書庫	旧中央保育所	問寒別出張所	問小中体育館	認定こども園	道路センター	消防幌延支署	問寒別分遣所		
照明器具等	照明器具等	単三乾電池	単三	80			40							
		単一乾電池	単一	180		110	60							
		LED ランタン	単三乾電池 3 本使用	20			10							
		LED ランタン (長時間タイプ)	単一乾電池 4 本使用 連続点灯約 140 時間	4		26	5							
		バルーン投光機	LED			2	1							
	暖房器具	暖房器具	ポータブル石油ストーブ	対流式			26	8						
			ポータブル石油ストーブ	反射式			2	1						
			ブルーヒーター	コック 107.5 m <sup>2</sup> タック 190 キャスター付			9	3						
			軽油缶	20 リットル	10									
			ガソリン携行缶	20 リットル	1		10	2						
			灯油用ポリタンク	18 リットル			43	19						
			インバーター発電機	2.5kva 0.9kva	1		6	2						
			防雨型延長コード	3口 VCT-3 芯 20m 125V-15A			29	6						
			防雨型電工ドラム	50m	1	3	7	3						
	救助用資機材	工具等	掛矢	木槌	5		3	2						
			スコップ (剣先)		15			5						
			スコップ (角)		15			5						
			ツルハシ		2		6	2						
		土木資材	土木資材	土のう袋								5,764		
麻袋											300			
土のうロボット				土のうシート	400		400	200						
鉄杭					50		230	60						
一輪車					7		6	2						
救助資機材		救助資機材	ゴムボート	定員：6名								1	1	
			ボート用操作ハンドル									1		
			タープテント									1		
			救命胴衣									6		
			水難用ヘルメット									6		
	水難用グローブ										6			
	胴付き長靴										6			
	オーバルカラビナ										5			

区分	分類	品目	内容	備蓄数									
				役場庁舎、車庫	永久書庫	旧中央保育所	問寒別出張所	問小中体育館	認定こども園	道路センター	消防幌延支署	問寒別分遣所	
	油処理用材	オイルマット									219		
災対本部備品等【備蓄計画外】	ベスト	レッド		20									
		イエロー		20									
		蛍光オレンジ		15									
		蛍光グリーン		15									
	保護具	ヘルメット	ABS樹脂製		40	60							
			ポリカーボネート製										
	照明器	懐中電灯		28									
		ヘッドライト	LED		96								
	通信器具	拡声器	三脚、マイク、拡声器セット		1								
		ラジオ	手巻き発電式充電ラジオ(ライト付き)		10								
備蓄計画外備蓄品	食料品	雑炊				72							
		水				32							
	発電機	インバーター発電機	4.0kva		1								
			2.8kva		1		1						
	土木資材	丸太杭								396			
	飲料水容器	非常用飲料水タンク	5000		2								
	調理器具	業務用IH炊飯ジャー	5.40(3升)				1						
		電子ジャー	6.00(3.3升)				1						
		計量器(台秤)	5kg				1						
		業務用マイスター外輪鍋	33cm(9.50)				1						
		両手鍋	30~36cm				3						
		角型蒸し器	27cm(4.80)				1						
		業務用ザル	プラスチック大・小					2					
		業務用ボール	ステンレス大・中					2					

区分	分類	品目	内容	備蓄数										
				役場庁舎、車庫	永久書庫	旧中央保育所	問寒別出張所	問小中体育館	認定こども園	道路センター	消防幌延支署	問寒別分遣所		
衛生用品 (コロナ対策)	衛生用品	災害用救急セット				8		2						
		消毒用アルコール液				1								
		消毒用アルコール液	ヒビスコール SH (1ℓ×10本)				10							
	衛生用品(コロナ対策)	消毒用アルコール液	NK-75 1缶 (15kg)				6							
			ラビジェル (500ml)	15										
		消毒用ウェットシート	キレイキレイ 10枚入/1袋 58袋	580										
			消毒用シート 250枚入/1箱 4箱	1,000										
		セリウスソフト水	次亜塩素酸水 1箱 (20kg)				40							
		フェイスシールド		10										
		防護服	L 20枚、XL 10枚、2XL 10枚				40							
		防護用ガウン	フリーサイズ (5枚入/1袋 12袋/1箱)	60	240									
		ナースキャップ		100										
		手袋	S 1000枚、M 3800枚、L 1100枚		5,900									
		オーバーブーツ	10枚入/袋	100										
シューカバー	フリーサイズ (1袋5枚入)	100												
寝具等	段ボールベッド	寄贈				35								

別表8 消防施設整備状況

(1) 消防機械の現有数

(R5年1月現在)

総数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	大型水槽車	小型動力ポンプ付積載車	救急車	指令広報車
9	2	1	1	2	1	2

(2) 消防水利の基準と現有数

(R5年1月現在)

消防水利の基準数	現 有 数		
	消火栓	防火水槽	計
55	5	29	34

(3) 消防・救急デジタル無線現有数

(R 5年1月現在)

消防・救急デジタル無線				署活系
基地局	車載用	携帯型	計	
2	8	9	19	11

別表9 指定避難所一覧

(R5年1月現在)

No.	施設名称	所在地	収容可能人員	管理者	電話番号	備蓄品の有無	備考
1	幌延小学校	東町25	90	学校長	5-2216	物品庫(旧保育所)より搬入	
2	問寒別小中学校	問寒別130	160	学校長	6-5141	備蓄品有り	
3	幌延町生涯学習センター	宮園町1-3	14	所長	5-1321	物品庫(旧保育所)より搬入	
4	問寒別生涯学習センター	問寒別135-4	30	所長	6-5006	備蓄品有り	
5	幌延町総合体育館	栄町5-1	240	館長	5-2111	物品庫(旧保育所)より搬入	
6	幌延深地層研究センター国際交流施設	宮園町1-8	40	所長	5-1593	物品庫(旧保育所)より搬入	

別表10 福祉避難所一覧

(R5年1月現在)

No.	施設名称	所在地	収容可能人員	管理者	電話番号	備蓄品の有無	備考
1	幌延町生涯学習センター	宮園町1-3	14	所長	5-1321	物品庫(旧保育所)より搬入	
2	問寒別生涯学習センター	問寒別135-4	30	所長	6-5006	備蓄品有り	
3	幌延町認定こども園	栄町7-2	190	園長	5-1254	物品庫(旧保育所)より搬入	

別表11 指定緊急避難場所一覧

(R5年1月現在)

No.	施設名称	所在地	収容可能人員	管理者	電話番号	避難可能な災害の種類				
						地震	土砂	洪水	津波	火災
1	幌延小学校	東町25	90	学校長	5-2216	○	○			○
2	幌延小学校グラウンド	東町25	1,900	学校長	5-2216	○				○
3	幌延中学校	幌延102	300	学校長	5-2134					○
4	幌延中学校グラウンド	幌延102	1,900	学校長	5-2134	○				○
5	問寒別小中学校	問寒別130	160	学校長	6-5141	○	○	○		○
6	問寒別小中学校グラウンド	問寒別130	300	学校長	6-5141	○				○
7	幌延町生涯学習センター	宮園町1-3	14	所長	5-1321	○	○	○		○
8	問寒別生涯学習センター	問寒別135-4	30	所長	6-5006	○	○			○
9	幌延町総合体育館	栄町5-1	240	館長	5-2111	○	○	○		○

No.	施設名称	所在地	収容可能人員	管理者	電話番号	避難可能な災害の種類				
						地震	土砂	洪水	津波	火災
10	幌延深地層研究センター 国際交流施設	宮園町1-8	40	所 長	5-1593	○	○	○		○
11	幌延第一集会所	幌延223- 1	20	町内会長	IP 5-2554					○
12	幌延西集会所	幌延278	20	町内会長	IP 5-2237					○
13	追分生活改善センター	幌延514	50	町内会長	IP 5-2554					○
14	上幌延生活改善センター	上幌延99	50	町内会長	IP 5-2501					○
15	上幌延地区 グラウンド	上幌延98	60	町内会長	IP 5-2501	○				○
16	南上幌延集会所	開進35-1	20	町内会長	IP 5-2500					○
17	開進集会所	開進176	20	町内会長	IP 5-2506					○
18	開進地区 グラウンド	開進176	50	町内会長	IP 5-2506	○				○
19	下沼寿の家	下沼270-1	50	町内会長	IP 5-2546	○	○	○	○	○
20	下沼地区 グラウンド	下沼270	110	町内会長	IP 5-2546	○	○	○	○	○
21	下沼生活改善センター	下沼52-3	50	町内会長	IP 5-2550		○	○		○
22	上問寒生活改善センター	上問寒227	50	町内会長	IP 6-5400					○
23	上問寒地区 駐車場	上問寒227	50	町内会長	IP 6-5400	○				○
24	中間寒生活改善センター	中間寒222	50	町内会長	IP 6-5120					○
25	中間寒地区 グラウンド	中間寒170	60	町内会長	IP 6-5120	○				○
26	問寒別東生活改善センター	問寒別571	50	町内会長	IP 6-5312					○
27	問寒別西集会所	問寒別355-1	20	町内会長	IP 6-5533					○
28	問寒別南集会所	問寒別186	20	町内会長	IP 6-8016					○
29	問寒別町民会館	問寒別8-1	50	出張所長	IP 6-5459	○	○			○
30	雄興集会所	雄興22	20	町内会長	IP 4-3340					○
31	雄興地区 グラウンド	字雄興20	10	町内会長	IP 4-3340	○				○

別表12 防災協定締結状況一覧

(R5年1月現在)

番号	締結日	相手方	協定名称	協定内容
1	H21. 3. 13	北海道コーポレーション	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	自販機の電光掲示板による情報提供 飲料水等の無償提供
2	H21. 7. 27	留萌地方石油業協同組合	災害時における燃料等の供給の協力に関する協定	燃料等の供給
3	H22. 5. 27	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	土木施設等での被災直後の緊急対応
4	H22. 6. 11	北海道LPガス災害対策協議会	災害等の発生時における幌延町と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	LPガスの応急措置及び復旧工事避難場所等へのLPガスの供給、機器設置 簡易トイレ等の手配
5	H22. 6. 17	(独) 日本原子力研究開発機構 幌延深地層研究センター	災害時における避難所としての使用に関する確認	国際交流施設の避難所利用
6	H23. 5. 11	幌延町建設協会	災害時における復旧等の協力に関する協定	応急・復旧・仮設工事に必要な人員・資機材等の提供
7	H23. 5. 11	幌延町商工会	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定	物資の供給・運搬 団体等のボランティア活動
8	H23. 5. 17	幌延町農業協同組合	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定	物資の供給・運搬 団体等のボランティア活動
9	H24. 12. 20	㈱共成レンテム	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	レンタル機材（発電機、仮設トイレ等）の調達・提供
10	H25. 3. 22	中川町・天塩町・遠別町・豊富町	天塩の国会議相互援助協力に関する協定	食料品等生活必需品・車両・応急復旧資機材・施設提供 職員の派遣
11	H26. 6. 20	日本郵便株式会社 北海道支社	災害時における幌延町と幌延郵便局の協力に関する協定	緊急車両提供、情報提供、広報活動、郵便業務の実施、郵便差出箱の設置、貯金・保険業務の実施
12	H26. 10. 16	一般財団法人北海道電気保安協会	災害時における応急対応活動の実施に関する協定	電気使用設備の安全点検・検査の実施
13	H27. 7. 29 (再:R元. 7. 30)	㈱北海道ロードサービス	幌延町所管道路の災害時における協力体制に関する協定	情報連絡網の構築・共有、協力実施体制の構築・共有、資機材保有状況の報告、施設の災害状況の把握に係る業務協力、災害応急対策に係る業務対応
14	H28. 6. 1	(一社)旭川地区トラック協会	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	物資の緊急・救援輸送
15	H29. 7. 14	ヤフー株式会社	災害時における情報発信等に関する協定	幌延町ホームページのキャッシュサイト閲覧、避難所等の防災情報提供、災害時の避難指示や避難状況、ライフライン情報の提供、必要救援物資情報の提供など

番号	締結日	相手方	協定名称	協定内容
16	H29. 9. 15	幌延郵便局	幌延町と幌延町内郵便局との包括連携に関する協定	安全で安心なまちづくりに関すること
17	H30. 3. 26	(株)北海道ライン興業	災害時等における支援協力に関する協定	災害時及び防災準備目的での緊急災害補助用品、食料品、飲料水、日用品、医薬品、その他町が指定する物資の提供
18	H30. 12. 10	(株)稚商	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	レンタル機材（発電機、仮設トイレ等）の調達・提供
19	H31. 1. 21	(株)セコマ	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	食料品、飲料品、生活物資の供給及び配送
20	R4. 1. 12	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	大規模災害時における相互協力に関する協定	災害時の情報共有・連絡体制の確立、復旧における相互協力、連携訓練等の実施、重点施設への優先的な復旧
21	R4. 3. 18	東日本電信電話(株) 北海道事業部	大規模災害時における相互協力に関する協定	災害時の情報共有・連絡体制の確立、復旧における相互協力、連携訓練等の実施、重点施設への優先的な復旧

別表13 ヘリコプター発着可能地

(R5年1月現在)

名称	所在地	長さ(m)	幅(m)	避難所指定	連絡先	電話番号
幌延町多目的広場	字元町2-1	100	150	無	幌延町教育委員会	5-1117
幌延町役場駐車場	宮園町1番地1	35	50	無	幌延町総務財政課	5-1111
幌延小学校グラウンド	字東町25番地	130	100	有	幌延小学校	5-2216
幌延中学校グラウンド	字幌延102番地	100	100	有	幌延中学校	5-2134
問寒別小中学校グラウンド	字問寒別130番地	100	100	有	問寒別小中学校	6-5145
問寒別小中学校駐車場	字問寒別130番地	25	50	有	問寒別小中学校	6-5145
幌延町共進会場	字幌延106番地1	100	120	無	幌延町産業振興課	5-1115
幌延水防拠点 (ヘリポート)	上幌延地先	20	25	無	留萌開発建設部	0164-42-2311

別表14 水門等の設置場所

(R 5年1月現在)

No.	水系名	河川名	樋門・樋管名	所在地
1	天塩川	天 塩 川	サロベツ3号樋門	字 幌 延
2	〃	〃	サロベツ4号樋門	〃
3	〃	〃	サロベツ5号樋門	〃
4	〃	〃	幌延1号樋門	〃
5	〃	〃	幌延2号樋門	〃
6	〃	〃	幌延5号樋門	字上幌延
7	〃	〃	安牛2号樋門	字 開 進
8	〃	〃	開進樋管	〃
9	〃	〃	安牛3号樋門	〃
10	〃	〃	南問寒別樋門	字問寒別
11	〃	問 寒 別 川	赤松樋管	〃
12	〃	〃	菊地樋門	〃
13	〃	〃	千葉樋門	〃
14	〃	〃	加藤樋門	〃
15	〃	〃	問寒橋左岸樋門	〃
16	〃	〃	左岸1号樋門	〃
17	〃	〃	左岸2号樋管	〃
18	〃	〃	問寒橋右岸樋門	〃
19	〃	〃	右岸1号樋門	〃
20	〃	〃	右岸2号樋管	〃
21	〃	〃	右岸3号樋管	〃
22	〃	〃	三田地樋門	字中問寒
23	〃	〃	伊藤樋門	〃
24	〃	〃	槇野樋門	〃
25	〃	〃	有賀樋門	〃
26	〃	〃	四線樋門	〃
27	〃	〃	阿賀樋門	字上問寒
28	〃	〃	中村樋門	〃
29	〃	〃	竹重樋門	〃
30	〃	パンケオポッペ川	幌延3号排水樋門	字上幌延
31	〃	〃	幌延4号排水樋門	〃
32	〃	ペンケオポッペ川	森本1号排水樋管	〃
33	〃	〃	森本2号排水樋管	〃
34	〃	〃	横川1号排水樋門	〃

No.	水系名	河川名	樋門・樋管名	所在地
35	天塩川	ペンケオポッペ川	高橋排水樋管	字上幌延
36	〃	〃	横峰排水樋管	〃
37	〃	〃	堀排水樋管	〃
38	〃	〃	昇排水樋管	〃
39	〃	〃	上幌延排水樋管	〃
40	〃	〃	松下排水樋管	〃
41	〃	〃	横川2号排水樋管	〃
42	〃	パンケオートマップ川	幌延8号排水樋管	字開進
43	〃	〃	佐々木排水樋管	〃
44	〃	〃	佐々木2号排水樋管	〃
45	〃	〃	相沢排水樋管	〃
46	〃	〃	相沢2号排水樋管	〃
47	〃	〃	相沢2号樋管	〃
48	〃	ペンケオートマップ川	幌延6号排水樋門	〃
49	〃	〃	幌延7号排水樋管	〃
50	〃	〃	安牛1号排水樋門	〃
51	〃	〃	目黒排水樋管	〃
52	〃	〃	安牛排水樋門	〃
53	〃	ヌプカナイ川	大岩排水樋管	字中間寒
54	〃	〃	石崎排水樋管	〃
55	〃	〃	筒井排水樋管	字問寒別
56	〃	〃	左岸2号下流排水樋管	〃
57	〃	ヌポロマポロ川	左岸1号排水樋管	字問寒別
58	〃	〃	左岸2号排水樋門	〃
59	〃	〃	右岸1号排水樋門	〃
60	〃	〃	右岸2号排水樋門	〃
61	〃	一線川	佐々木排水樋管	〃
62	〃	ケナシポロ川	三田地排水樋管	字中間寒
63	〃	〃	土居1号排水樋管	〃
64	〃	〃	土居2号排水樋管	〃
65	〃	〃	卯子沢排水樋管	〃
66	〃	〃	高橋排水樋管	〃
67	〃	十四線川	別府排水樋管	字上問寒

別表15 被害状況判定基準

	被害区分	判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。 (行方不明、重症、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で住所不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満に及ぶものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実の居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全ての住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

② 住家被害	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具等を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住居が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>

④ 農 業 被 害	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤ 土 木 被 害	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。	
⑥	水 産 被 害	(当町は該当なし)
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。

⑦ 林業被害	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う)
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。

様式1 災害情報

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (支庁・市町村名等)		受 信 機 関 (支庁・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用 状況	地 区 名	被 害 棟 数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避 難 の 状 況	地区名	避難場所	人 数	日 時
		自主避難			
		避難勧告			
		避難指示			
	(4) 自 衛 隊 派遣要請 の 状 況				
	(5) そ の 他 措 置 の 状 況				
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況	
市町村職員		名			
消防職員		名			
消防団員		名			
その他（住民等）		名			
		名			
そ の 他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別様に記載し報告すること。

被害状況報告（速報中間最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額（千円）		項目		件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名 性別、年齢、 原因は、補足 資料で報告		⑤ 土木被害	道 工 事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
計	人	急傾斜地	箇所							
			道路	箇所						
			橋梁	箇所						
			小計	箇所						
② 住家被害	全壊	棟		市町村 工事		河川	箇所			
		世帯				道路	箇所			
		人			橋梁	箇所				
	半壊	棟		小計	箇所					
		世帯		港湾	箇所					
		人		漁港	箇所					
	一部破損	棟		下水道	箇所					
		世帯		公園	箇所					
		人		崖くずれ	箇所					
	床上浸水	棟		計						
世帯			漁船	沈没流出	隻					
人				破損	隻					
床下浸水	棟		小計	隻						
	世帯		漁港施設	箇所						
	人		共同利用施設	箇所						
計	棟		その他施設	箇所						
	世帯		漁具（網）	件						
	人		水産製品	件						
			その他	件						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	計				
		その他	棟							
	半壊	公共建物	棟			漁港施設	箇所			
		その他	棟			共同利用施設	箇所			
計	公共建物	棟		その他施設		箇所				
	その他	棟		漁具（網）		件				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道 有 林	林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計		箇所				
	農業用施設	箇所		一般 民 有 林		林地	箇所			
		共同利用施設	箇所			治山施設	箇所			
		営農施設	箇所			林地	箇所			
		畜産被害	箇所			林産物	箇所			
その他		箇所	その他		箇所					
計			小計	箇所						

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害				
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉 施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計			箇所	
		し尿処理	箇所						
火 葬 場	箇所			⑬ その他	鉄 道 不 通	箇所		—	
計	箇所				鉄 道 施 設	箇所			
					被害船舶(漁船除く)	隻			
					空 港	箇所			
					水 道	戸			—
					電 話	回線			—
					電 気	戸			—
⑨ 商工被害	商 業	件			ガ ス	戸		—	
	工 業	件			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—	
	そ の 他	件			都 市 施 設	箇所			
	計	件			計			—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			被 害 総 額				
	中 学 校	箇所							
	高 校	箇所			建 物	件			
	その他文教施設	箇所			火 災 発 生	危 険 物	件		
計	箇所				そ の 他	件			
公共施設被害市町村数	団体								
罹 災 世 帯 数	世帯								
罹 災 災 者 数	人								
消防職員出動延人数	人				消防団員出動延人数	人			
災害対策本部 の設置状況	道(総合振興局・振興局)								
	市 町 村 名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法 適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意									
○応急対策の状況									
・避難の勧告・指示の状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

## 避 難 者 名 簿

避難所名： \_\_\_\_\_

入所時記入						
ふりがな 世帯代表者氏名						
入所年月日		年 月 日				
家       族	ふりがな 氏 名		年齢	性別	職業等	電 話
						所属町内会名
						家屋の 被害状況
						全壊・半壊・一部損壊・浸水 断水・停電・電話不通
						親戚などの 連絡先
						氏名
						住所
						TEL
					支援区分	
					<input type="checkbox"/> 避難所への入所を希望 <input type="checkbox"/> 在宅のまま食料配給などの サービスを希望	
ご家族に、特別な配慮が必要な場合などの注意点があれば記入してください。						
外部から安否の問合せがあったときに、住所・氏名を回答しても良いですか？						
はい ・ いいえ						

※今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入	
退所年月日	年 月 日 時 分
転出先 住所・電話番号	
備 考	

※避難所運営担当記載欄

全体名簿への記入確認	備考



様式5 避難所設置及び収容状況

避難所設置状況及び収容状況

(幌延町)

避難所の名称	所在地	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
計	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							

注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

注) 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

注) 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

様式6 緊急通行車両確認証明書

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

様式7 世帯構成員別被害状況

世帯構成員被害状況

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

様式8 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

品名		世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円							
			単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数
計																		

様式9 物資受払簿

物 資 受 払 簿

品 名		単 位			
年 月 日	適 用	受	払	残	備 考

- (注) 1. 「適用欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

様式10 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住宅被害	1 全壊 (焼)	2 流失	世帯 構成員数
	3 半壊 (焼)	4 床上 (下) 浸水	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏 名

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考



様式12 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL	FAX					
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
派遣理由	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数) Hz						
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

様式13 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	F A X			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	担当課 氏名			
3 受入病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名	生年月日	年 月 日	歳		
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所				感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病 名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：			月 日	
経 過	血圧：		mmHg	脈拍：	
	呼吸：		回/分	体温：	
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他( ) ( 主な理由： )				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容： )					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： )					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ( )					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 8ℓ以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他( )
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm))
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm))
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他( )	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所	依頼病院：			メモ	
(現地離着陸場)	受入病院：				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)  
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

第 年 月 日

北海道知事 様

幌延町長

印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を要求します。

記

1. 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)

※連絡責任者（所属課、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

様式15 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請文

第 年 月 号  
日

北海道知事様

幌延町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分